

小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>

賃金引上げプランについて

令和3年11月17日
全国商工会連合会

令和3年10月より最低賃金が引き上げられている中、それに加えてさらなる賃上げを行う意欲的な小規模事業者を対象に、賃上げが着実に実施されるよう小規模事業者持続化補助金において新たに「賃金引上げプラン」を創設し、優先的な採択を実施します。

また、「賃金引上げプラン」の創設に伴い第4回公募まで実施していた、賃上げ加点については終了となります。

1. 申請要件

<申請時の必要書類等>

従来（通常プラン）の申請書類に加えて、下記の全ての条件を満たす必要があります。

場合によっては、補助金が全額返還となりますので、公募要領や補助事業の手引き等の内容をよく理解した上で申請をご検討ください。

- ① 申請時（jGrants 上）に「賃金引上げプランでの申請を希望する」及び、「給与支給総額増加①、②若しくは事業場内最低賃金③、④」を選択
- ② （給与支給総額または事業場内最低賃金引上げについて）従業員に表明した文書の写しを添付
- ③ 賃金引上げプランの申請に係る誓約書（代表者本人が自署したもの）の原本を添付
- ④ 現在支給している賃金分かる賃金台帳等の写しを添付

※補助金の制度上、以下の要件を全て満たす必要があり、いずれかでも欠けた場合は、補助金の要件を満たさなくなることから、補助金の返還をしていただきます。

- ①補助事業終了1年後に「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」、「賃金引上げに係る証拠書類（賃金台帳等の写し）」を提出すること。
- ②補助事業終了から1年後において、「給与支給総額増加」又は、「事業場内最低賃金引上げ」について実施すること。

2. 注意事項について

【A. 申請時の取扱い】

下記の点について、書類が揃っているか確認をお願いします。

- 申請画面にて「賃金引上げプランでの申請を希望する」及び、「給与支給総額増加①、②若しくは事業場内最低賃金③、④」欄を選択しているか。
- 従業員に表明した文書の写しが添付されているか。
- 賃金引上げプランの申請に係る誓約書（代表者本人が自署したもの）の原本が添付されているか。誓約書の別紙に賃金引上げ計画が記載されているか。

- 現在支給している賃金分かる賃金台帳等の写しが添付されているか。

※書類等が不足している場合には通常プランとして審査されます。

【B. 支援機関確認書発行時の取扱い】(商工会、商工会議所の方へ)

支援機関確認書を発行する際に、下記について申請者へ説明しご理解を頂いた上で、確認書のチェック欄にチェックをお願いします。

- 賃金引上げプランでの申請者に対して、補助事業完了1年後の「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」及び「賃金引上げに係る証拠書類(賃金台帳等の写し)」の提出がない場合、または補助事業完了1年後において「給与支給総額増加」若しくは「事業場内最低賃金引上げ」が実施できなかった場合、原則として補助金全額返還になることについて事業者の説明の上、理解を得た。

【C. 補助事業終了後の取扱い】<重要>

- 補助事業終了1年後に「事業効果および賃金引上げ等状況報告」の提出(賃金台帳等の写しを添付)が必須となります。提出がない場合は、補助金の全額返還をしていただきます。
- また、補助事業終了から1年後において、「給与支給総額増加」若しくは「事業場内最低賃金引上げ」が実施できていない場合についても原則、補助金の全額返還をしていただきます。